

地方区理事候補者申出に関する公告

生活協同組合パルシステム山梨 長野
理事長 古家 滋子

第17期役員任期満了にともない、生活協同組合パルシステム山梨 長野 第34回通常総代会での役員改選に関して、定款第18条、第19条及び役員選任規約第7条に基づき、地方区理事候補者への申出を受け付けます。

記

1. 役員選任を行う総代会の日時及び場所

生活協同組合パルシステム山梨 長野 第34回通常総代会

予定開催日時：2025年6月12日（木）10：00～

予定開催場所：ベルクラシック甲府（山梨県甲府市丸の内1-1-17）

2. 選任区域及び任期と定数

理事・地方区 任期2年間（2025年第34回通常総代会終了時より、2027年通常総代会終了時まで）予定

選任区域		定数
甲斐・諏訪エリア	甲斐センター及び諏訪センターに所属する組合員	5名
西桂・一宮エリア	西桂センター及び一宮センターに所属する組合員	4名
合計		9名

3. 申出の受付方法及び申出の期間

- (1) 公告日の前月末日までに組合員登録のあるものは申出ができます。ただし、消費生活協同組合法の規定により役員になることが出来ない方他、「未成年者」「破産手続き開始の決定を受け、復権していない者」は役員候補者になることができません。

【参考：消費生活協同組合法第29条の3】次に掲げる者は、役員となることができない。

- 1 法人
- 2 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 3 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 4 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

- (2) 地方区理事候補に申出ようとする組合員は、当組合より『地方区理事候補者 申出届』の交付を受け、必要事項を記入し、持参または郵送でご提出ください。（配送・メール・FAXでの提出は不可）

『地方区理事候補者 申出届』交付要望・提出先：

〒400-0051 山梨県甲府市古上条町 225-1 生活協同組合パルシステム山梨 長野 組織運営部 組織運営課

※なお、選考に際して、申出届以外に追加での情報提供を依頼する場合があります。

- (3) 申出受付期間は 2025年1月6日（月）から2025年1月24日（金）17：30まで（必着厳守）とします。
- (4) 組合員の申出内容は当該の地方区理事候補者選考会議へ報告されます。

以上

＜お問い合わせ＞生活協同組合パルシステム山梨 長野 組織運営部 組織運営課
電話：055-243-6327 受付時間：(月)～(金) 9:00～17:30 E-Mail: yamanashi-unnei@pal.or.jp